

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の規定に準拠し、公告します。

令和 7 年 9 月 17 日

むかわ町鳥獣被害防止対策協議会 会長 長門 宏



記

第 1 担当部署

〒054-8660

北海道勇払郡むかわ町美幸 2 丁目 88 番地

むかわ町鳥獣被害防止対策協議会（むかわ町役場農林水産課農業水産グループ）

電話 0145-42-2330 FAX 0145-42-3771

メールアドレス nousei@town.mukawa.lg.jp

第 2 入札に付する事項

令和 7 年度エゾシカ侵入防止柵資材納入契約その 3

- (1) 物 品 名 エゾシカ侵入防止柵資材（金網フェンス・樹脂ネット）
- (2) 納品場所 むかわ町内のむかわ町鳥獣被害防止対策協議会が指定する場所
（別添設計図書のとおり）
- (3) 物品概要 別添設計図書のとおり
- (4) 納品期限 令和 7 年 11 月 28 日（金）

第 3 一般競争入札の参加資格に関する事項

本事業の入札に参加できる者は、公告日現在において、次に掲げる条件を全て満たしている者となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 参加資格申請書等の提出期限までにむかわ町令和 7・8 年度競争入札参加資格者名簿（物品）に登録していること。
- (3) 参加資格申請書等の提出期限までにむかわ町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされているものではないこと、経営状態が著しく不健全で無いこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定に該当していないこと。
- (6) 直近 1 年間の国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

第4 入札の参加申請

入札に参加する者は、第3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書類を提出し、その審査を受けなければならない。

1 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 類似物品納品実績調書（様式第2号）
- (3) 類似物品納品実績を証明する書面（任意様式、証書類等は写し可）
- (4) 460円切手を貼付した定形（長形3号）封筒（簡易書留送付用）

2 申請方法

- (1) 申請期間 令和7年9月16日から令和7年9月29日までの土日を除く午前9時から午後5時までとし、持参及び郵送のいずれの方法においても必着とする。
- (2) 申請場所 むかわ町鳥獣被害防止対策協議会事務局
（むかわ町役場 農林水産課 農業水産グループ）
- (3) 入手方法 むかわ町ホームページに掲載又はむかわ町鳥獣被害防止対策協議会事務局にて配布することから、いずれかの方法により入手すること。
- (4) その他 6月23日入札の令和7年度エゾシカ侵入防止柵資材納入契約その1で、すでに競争参加資格を認められている者は、申請書類である(1)一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び(4)460円切手を貼付した定形（長形3号）封筒（簡易書留送付用）のみ提出すること。

3 競争参加資格の決定

令和7年10月1日（水）までに、参加資格の有無について通知します。

万が一通知が届かない場合は、令和7年10月3日（金）までにご連絡ください。

なお、参加資格がないと通知された者は、令和7年10月6日（月）までに書面により理由の説明を求めることができます。

4 その他

- (1) 申請書等の書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 申請書に虚偽の報告を記載した場合は、入札の参加を認めない。
- (3) 提出された一切の書類は返却せず、本一般競争入札に関する事務においてのみ使用する。

第5 契約条項の提示

令和7年9月17日（水）からむかわ町鳥獣被害防止対策協議会事務局にて掲示する。

第6 入札

(1) 入札執行の日時及び場所

日時 令和7年10月9日(木) 11時00分

場所 むかわ町産業会館 青年研修室(むかわ町美幸2丁目88番地)

※郵送による入札は認めない

(2) 入札保証金及び契約保証金について

① 入札保証金

入札保証金は入札額の100分の5に相当する以上の入札保証金を納付又はこれに代える担保を提供すること。なお、過去2年間に道内の官公庁又は鳥獣被害防止対策協議会に防護柵等資材の納入実績を有している場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金

契約保証金は入札額の100分の10に相当する以上の契約保証金を納付又はこれに代える担保を提供すること。なお、過去2年間に道内の官公庁又は鳥獣被害防止対策協議会に防護柵等資材の納入実績を有している場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の執行回数

原則2回までとする。

(4) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

落札決定にあたって、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 物品内訳書の提出

入札書に記載される金額に対応した物品内訳書を作成し、提出すること。

(6) 入札に関する質問

本入札に係る質問がある場合は別添「質疑兼回答書」に記載し提出すること。また、期間内に受け付けた質問は、最終回答日までの間、随時回答をする。

①質問受付期間 令和7年9月17日から令和7年10月3日までの土日を除く午前9時から午後5時までとする。

②提出場所 むかわ町鳥獣被害防止対策協議会

(むかわ町役場農林水産課農業水産グループ)

③提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法による。

④回答方法 むかわ町ホームページに掲載する。

⑤最終回答日 令和7年10月6日(月)

⑥同等品協議 令和7年10月6日(月)午後5時までとする。

(7) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取りやめることがある。

なお、これらの場合において入札者が損失を受けても本協議会は補償の責任を負わな

い。

(8) その他

本入札は、むかわ町発出「物品購入競争入札心得」に準拠して行うので参照すること。

第7 契約について

(1) 契約書作成の要否

必要とする。

(2) 契約の締結

落札決定後、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立てがされた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始申立てがされた場合には、当該請負者の執行能力等（資金計画等を含む）を判断し、契約を締結しないことがある。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は資格（指名）停止を受けた場合には、契約を締結しないことがある。

第8 その他

(1) 支払いについては、精算払いとする。

(2) その他

- ① 落札者は、むかわ町鳥獣被害防止対策協議会が指定する納品場所に納品しなければならない。また、当日に混乱が無いよう事前に現地の確認を行うこと。
- ② 納品の際には、落札者（責任者）が必ず立会を実施する。
- ③ 納品時は、荷下ろし地区ごとの数量が明瞭に把握できるよう仕分けを行うこと。
- ④ 入札書に記載する額には、納品に係るすべての経費を含むものとします。
- ⑤ 本公告に記載の無い事項については別途協議します。